

2012年9月11日

エコマーク商品類型 No.123 「建築製品（内装工事関係用資材）Version2.13」
分類 C-2 ～ 畳～ 認定基準の部分的な改定（案）について

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯

稲わら畳の認定基準では、旧基準より JIS 適合または全日本畳事業協同組合による品質（証紙）を品質基準としてきた。全日本畳事業協同組合における登録の扱いが、認定工場という呼び方ではなくなり、加盟企業に変わっていることが判明したため、現状に合わせて基準の改定を行うこととした。

2. 改定箇所（*下線部を追加、見え消し部を削除）

No.123 「建築製品（内装工事関係用資材）Version2.13」分類 C-2 ～ 畳～

4-2. 品質に関する基準と証明方法

(11) 稲わら畳床は、品質および形状・寸法などについて、JIS A 5901に適合していること。

畳の品質は、JIS A 5902に適合していること。

建材畳床は、寸法・性能などについて、JIS A 5914に適合していること。

JIS表示のない場合には、全日本畳事業協同組合の認定工場~~で製造され~~に加盟し、かつ、証紙が貼られること。

3. 改定日：2012年10月1日